



Title	『源氏物語』における邸宅呼称「院」「宮」「殿」
Author(s)	飯田, 実花
Citation	若手研究者フォーラム要旨集. 2021, 3, p. 30-33
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/79342
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

『源氏物語』における邸宅呼称「院」「宮」「殿」

日本文学 博士前期課程一年

飯田 実花

はじめに

「誰が」「何を」「どのように」称するかという呼称の問題は、物語を解釈するうえで重要である。その呼称の在り方によって、対象の属性や人物相互の関係性、あるいは物語の語り手および作者による評価の一端を読み取れる可能性があるからである。

これまでの『源氏物語』研究では、人物呼称に関心が寄せられて様々に論じられてきた。今一例を挙げると、光源氏の人物呼称について、光源氏が准太上天皇位について以降、物語の語り手が「院」と称するのに対し、朱雀院が「殿」「おとど」といった呼称を用いていることに着目し、朱雀院にとって光源氏はあくまで臣下という認識であるとの指摘がある。¹「院」と称するか「殿」と称するかという違いは、光源氏に対する朱雀院の認識を反映していると考えられる。

ところで、「院」や「殿」という字はそもそも邸第に用いられるものである。元々は邸第を示していたが、次第にそこに住む人物をも指し示すようになった。人物呼称は邸第呼称と密接に結びついており、人物呼称が対象への認識を反映していたのと同様に、邸第呼称も対象となる邸第そのもの、およびそこに住む人々への認識を反映していると考えられよう。したがって、人物呼称を考えるためにも邸第呼称の研究は必須のものだが、未だにそのことについて詳細に論じた研究は存在しない。

このような状況に鑑み、本発表では『源氏物語』における邸第呼称の分析を行う。特に、邸第そのものを意味する「院」「宮」「殿」という三種類の語(邸第辞²)に着目し、その区別の在り方を明らかにする。こうした分析により、これまで意識されてこなかった邸第呼称にかかわる問題を提起し、邸第呼称研究の可能性を提示したい。

¹ 阿部好臣「光源氏〈王権〉の生成―皇権授受と須磨流離」(『物語文学組成論』I、笠間書院、二〇一一年、初出は『日本文学』一九八九年三月)、今井上「若菜巻の主題的変容―光源氏の相対化をめぐる一」(『日本文学』二〇〇八年二月)。

² 題目提出の時点では「邸宅」としていたが、研究状況に鑑み、本発表では「邸第」に改める。

³ これは発表者によって定義づける語である。邸第辞とは、そもそもの字義に「家」の要素をもつものであり、その字単体でも文脈により特定の邸第を想起させることのできる語を意味する。例えば、「二条院」というかたちで邸第に関わる情報(ここでは立地)と接続することができ、「院」だけでも「二条院」を指し示す用法があるもの。本発表では「院」「宮」「殿」を邸第辞とする。ただし、「殿造り」の「殿」などのように、建物だけを指し示すものは除外する。庭を含む邸の全体を指し示しているもののみが邸第辞である。

一、先行研究と問題の所在

論の主眼こそ別にあるものの、導入として邸第辞の問題に言及をした先行研究として、玉上琢也・高田信敬の論がある。玉上は、光源氏所有の「六条院」が「院」と称されることから「院」は上皇に対して用いる尊称であるから「上皇御所の気持」であると読み取っている。高田は、光源氏所有の「二条院」について、光源氏所有以前は「殿」と呼ばれていたが「二条院」に呼称が変更されることに着目し、「桐壺帝の所有・管理」を想定している。両者の記述からは、それぞれの邸第辞に関する次のような意識がみてとれる。

院・宮Ⅱ皇族と関係する邸第

殿Ⅱ皇族と関係しない邸第

邸第辞から邸第そのものの性格を明らかにしようとする点には同意するが、「院」と「宮」を、特段の区別なく、どちらも皇族関係の邸第とみなしている点には問題がある。確かに歴史資料をみると、「院」と「宮」は互換性の高いものである。先行研究が先に述べたような理解を示したのは、史料において「院」と「宮」に明確な使い分けが見いだせなかったからだろう。

しかし、はじめに述べたが、呼称は作者や登場人物の認識が反映される可能性が高いものであった。もちろん同時代に通底していた認識は物語のなかでも共有されようが、史料上の呼称と物語内部の呼称とは、必ずしも一致しない。作者が意識的に使い分ける可能性が考えられるからである。実際、『源氏物語』の呼称を分析すると、「院」と「宮」は意識的に使い分けられているようである。物語外の法則を適用して論じることが危険と言わざるを得ない。

つまり、先行研究は、史料上の邸第辞の在り方という物語外の法則から『源氏物語』の邸第について論じようとしている点に問題がある。史料とは一度距離をとり、『源氏物語』内部での法則を見いだして議論する必要がある。

二、『源氏物語』の邸第辞

『源氏物語』に現れる邸第について、邸第辞とその所有者の関係をみていく。

「院」が用いられるのは「朱雀院」「冷泉院」といった太上天皇の御所であり、その所有者はもちろん太上天皇である。ここで注目したいのは、太上天皇が物語のなかで「院」と称される人物であるという点である。人物呼称として「院」が用いられる人物の邸第は、邸第辞に「院」を用いている。

⁴ 玉上琢也「源氏物語の六条院」(隴谷寿・加納重文・高橋康夫編『平安京の邸第』第三章(望稜舎、一九八七年)。初出は『六条院推定復元図并考証』(『大谷女子大國文』十四号、一九七五年三月)。

⁵ 高田信敬「光源氏の本貫―物語の背景」(『源氏物語考証稿』(武蔵野書院、二〇一〇年)第十三章) 初出は「光源氏の本貫」(『むらさき』三八輯、二〇〇一年十二月)。

次に邸第辞「宮」を見ていくと、これらの所有者もまた「宮」と称される人物である。具体的にいうと、皇子・皇女・中宮・皇太后・齋宮。厳密には所有していた皇子の死後、娘の女君の所有時にも「宮」の呼称が見られるが、これらは伝領した女君に社会的身分がないためであると考えられる⁶。

「殿」についてみていくと、多少の例外こそあるものの、これも人物呼称との一致が確認できた。夕霧が中納言昇進直後からその邸第に「殿」の邸第辞が見られるように、基本的には中納言クラス以上の貴族邸第に用いられるようである。

『源氏物語』の邸第について、邸第辞とその所有者の関係を見ていくと、次のような使い分けが確認できた。

院	太上天皇の所有する邸第
宮	皇子・皇女・后・齋宮の所有する邸第
殿	中納言以上の貴族が所有する邸第

つまり、**邸第辞はその邸第を所有する人物の社会的身分を示す呼称と一致する**のである。

この邸第辞の使い分けが極めて意識的に行われたことは、三条の邸の呼称からよくわかる。この邸第ははじめ左大臣が所有しており、その死後妻である大宮（皇女・桐壺帝の同母妹）の所有となり、大宮の死後には孫の夕霧が所有することとなる。呼称を見てみると、

左大臣所有時……大殿・殿
大宮所有時……三条宮・宮
夕霧所有時……三条殿・殿

というように、所有者ごとに邸第辞を変更していることがわかる。邸第辞と所有者の社会的身分を一致させようという意識が働いているからこそ起こる邸第辞の変更である。

三、光源氏所有邸第の問題点

ここまでで明らかにした「邸第辞と所有者の呼称が一致する」という法則に一見矛盾する邸第がある。光源氏所有の邸第である。第一節で取り上げた先行研究は、光源氏所有邸第が「院」と称されることに疑問をもち、「院」と称する意識や由来を検討した。確かに、光源氏という人物が「院」と称されるのは藤裏葉巻で准太上天皇位についてからのことであるから、それ以前から邸第辞「院」が用いられていることは法則と矛盾している。

しかし、邸第辞と所有者の呼称が一致する点を考慮すると、問題は変容をみせる。光源氏所有邸第の一つである「二条院」を例に呼称を整理すると、

⁶ 例えば末摘花が所有する邸第は「常陸の宮」と称されるが、これは故父宮の呼称と一致しており、社会的身分のない女君が伝領した際にはそれ以前の呼称（および邸第辞）が継続することを確認できる。

光源氏所有以前……殿
准太上天皇位以前……二条院・殿・院
准太上天皇位以後……二条院・院
匂宮所有時……二条院・宮・院

となっており、「二条院」という呼称は一貫して使用されるが、邸第辞単独で指示する場合には、所有者の呼称と邸第辞が概ね一致していることがわかる。准太上天皇位について以降「殿」の邸第辞が見えず、匂宮所有となつてからはじめて邸第辞「宮」が見えることから、第二節で示した三条の邸同様、所有者の身分を意識して邸第辞を使い分けていることがはっきりとわかる。このことは同じく光源氏の所有する「六条院」でも同様で、光源氏所有邸第であっても、邸第辞と所有者呼称一致の法則は機能していることがわかる。そして、それは別に、「二条院」という呼称がまるで固有名詞のように存在しているのである。

この問題の本質は、先行研究が論じていたような、光源氏の邸第がどのようにして「院」と称されたか、ということではない。**光源氏所有邸第だけが固有名詞化して物語の中に存在しているのはなぜか**、ということである。そうして、固有名詞化する際に邸第辞「院」が選択された理由についても問題として付随してくる。このことは史料上の邸第辞と照らし合わせて見たのでは浮上してこない問題である。「二条院」は通行する巻順でみれば帚木巻の例が最も早いですが、このときに説明なく「二条院」という呼称が用いられており、まるでそれ以前から物語内外でその存在が共有されていたかのようなのである。こうした問題は巻の成立順に関わる可能性があり、非常に重要であろう。

おわりに

ここまで、「邸第辞」という概念を持ち出して『源氏物語』における邸第呼称について考察してきた。それによって「邸第辞と所有者の呼称が一致する」という法則を見いだすことができた。一方で、これまで意識されてこなかった新たな問題も浮上することとなった。光源氏所有邸第にのみ固有名詞化が見られるという問題である。史料上の法則を当てはめれば埋没してしまうこの問題は、巻の成立順を考える上でも重要な意義を持つ。

呼称研究においては、物語の外の世界での法則と、物語内部での法則との差異をこそ見極めなければならぬ。外の世界での呼称選択にかかる論理を無批判に持ち込んで、その物語特有の呼称の在り方を見逃してしまう。史料に現れる法則と個々の物語での法則を個別に見いだし、そのうえで位置づけていく必要がある。本発表では『源氏物語』しか扱うことができなかったが、今後は他の物語にも対象を広げて調査を続ける。